

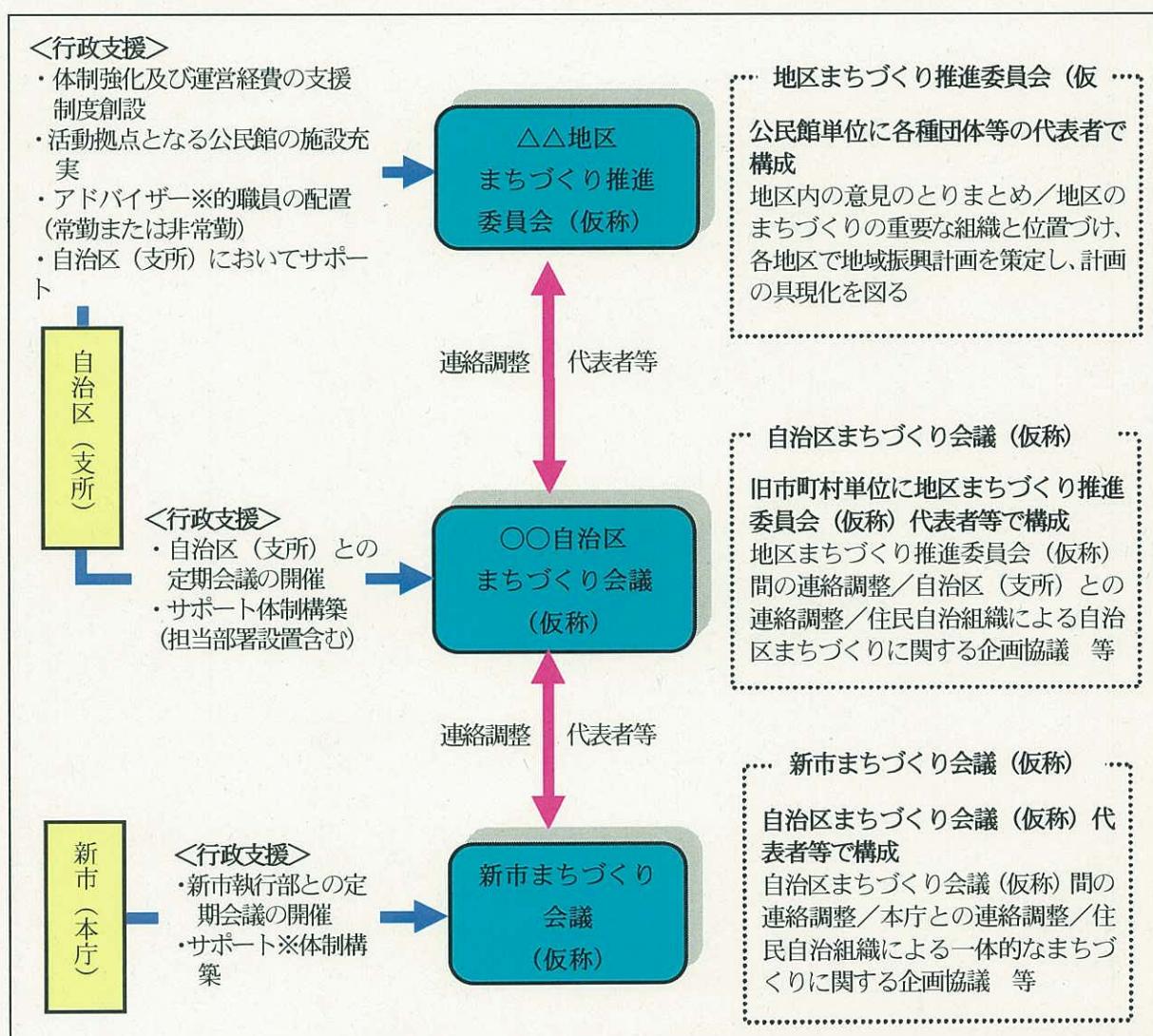
2. 住民自治組織等のまちづくりシステム

(1) 自治区制度とまちづくりシステム

当地域の合併では、「浜田那賀方式自治区制度」が採用され、旧市町村ごとに自治区を設け、周辺地域がさびれはしないかといった懸念に配慮されている。その実効性をより高めるために、各自治区に「地域協議会」が設置され、市長の諮問に応じるほか、自らの自治区の重要施策、自治区事業に関する事項、新市まちづくり計画の執行状況に関する事項、自治区長（浜田自治区長を除く。）の推薦に関する事項、その他市長が必要と認める事項等に関して審議し、答申することが役割とされている。その他、自治区の施策について協議し、市長に意見を述べることもできる。

また、自治区制度の実施、地域協議会の設置のみならず、より多くの地域住民の意向を反映し、組織機能を充実・強化するため、地縁団体を機軸に各種団体・組織を集結し、地域ごとあるいは公民館ごとに新たな住民自治組織を組織したうえで旧市町村単位、そして新市単位での組織化へつなげ、新たなまちづくりシステムを構築することをめざそうという提案がなされている。

<図3 新たなまちづくりシステムイメージ図「新市まちづくり計画」から>



自治区制度は、ある意味では「地域分権」を実践する仕組みであるともいえ、提案されている新たなまちづくりシステムも含め、その目的とするところは、

『住民と行政が「補完性の原理」を基本に地域づくり、まちづくりを推進し、また多様なニーズに対応するため、新たな公共の概念により、住民自治組織や市民団体等もサービスの提供者となり、それらを実現するため、真の住民自治を推進し、市民活動と行政が協働関係を構築すること』

ではないかと思われるのである。

(2) 協働関係の構築

まちづくりを進める上において、市民活動と行政が協働関係になるということが大切である。

市民活動とは、一般的には「営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益（公益）や社会、地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」ということができよう。その活動の種類には、大きく分けると以下の3つが考えられる。

- ①コミュニティ活動…一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動
- ②ボランティア活動…個人あるいは共通の目的を持ったグループが自発的に人を助けたり社会に貢献したりする活動
- ③N P O活動 …特定非営利活動法人（N P O法人）やそれ以外の民間の営利を目的としない団体で行う組織的な市民活動

協働関係になるため、横浜市が定めている基本方針及び方法の例から、以下のことが重要なと言える。

■協働の原則

市民活動と行政が協働するにあたっては、次の6つの原則を尊重して進める。

- ①対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。

- ②自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

- ③自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要なことである。

- ④相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）

相手の本質を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。

- ⑤目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

⑥公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。

■協働の方法

- (1) 補助・助成（市民活動が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと）
- (2) 共催（市民活動が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの）
- (3) 委託（契約規則等に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民活動が相手方となる場合）
- (4) 公の財産の使用（市民利用施設の優先利用等をルール化する）
- (5) 後援（市民活動が主体的に行う事業に対し横浜市後援名義の使用により精神的支援を行う）
- (6) 情報交換・コーディネート等（検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う）

以上の原則を基本姿勢として、市民活動を理解、尊重することが大切である。ことに、目的を共有すること、情報を共有することは、協働の関係になるための最も大切な基本的事項であると言える。その意味から、特に地域協議会は、合併時における住民の不安解消のため、自治区の事業等に対する意見を求めるため創設された組織であるが、まさに、目的共有、公開、そして対等の原則に基づき、情報提供や協議を行う最も重要な組織の一つであるということができる。

（3）地区まちづくり推進委員会の必要性

浜田市においては、自治区単位に「まちづくり会議」を設置することとなっているが、合併時に設置された「地域振興プロジェクトチーム」の考え方や地域協議会での議論から、その機能を地域協議会が担うことが想定されている。似たような機能を有する組織をいくつも作る必要はなく、少なくとも、「自治区まちづくり会議」については、当面地域協議会がその役を担うことは、現状から判断して最も適切であると考えられる。

現在、すでに地域協議会では、自治区行政に関することをはじめ、自治区の大きな課題等の協議が行われている。ただし、協議会委員は、個人の考え方や、自分のわかる範囲での地域の事業や課題を踏まえた上での発言ができるが、自治区内の住民自治組織の活動や課題、あるいは多くの各種市民団体の目標や活動等を十分承知した上で話し合いを行うことは不可能に近い。よって、各地域等の課題はそれを把握できる範囲内で行う方法が最も効果的であることから、地域ごとあるいは公民館単位で「地区まちづくり推進委員会」を設置する必要性もそこにあると言える。さらに、地域協議会委員が協議することも、各地域の世論や意見を把握した上で行うことが重要であるし、協議した結果を各地域に返すこと、情報の共有化の観点から必要になる。

「地区まちづくり推進委員会」は公民館単位を基本とした住民自治組織及び各種団体で構成しようとする組織である。現在、公民館担当地域と同程度の規模で連合自治会が組織されている地域もある。したがって、地域ごとあるいは公民館単位でのまちづくり推進委員会設置を疑問視する意見も当然考えられる。しかし、いわゆる地縁により組織された自治会等の

団体のほかに、同じ目標や課題を持つ者で、あるいは同じような家庭環境等にある者、似た職業仲間などで、目的や活動に賛同する人たちによって組織されるグループや団体もある。

例えば、高齢者団体、女性団体、郷土芸能保存団体、保護者団体、そのほか、いわゆる“まちづくりグループ”といわれる団体もある。これらの団体は、自治会組織の中に位置づけされているものもあれば、地縁とは無関係に組織されている団体もあり、課題解決に向か、あるいは郷土からの情報発信となる活動を行う団体も少なくなく、それらの活動も自治会活動同様に大切なものである。自治会だけでは思いつかない発想や活動も当然あり、課題や取り組みを焦点化した団体であるからこそ、まちづくりに向けた意義深い活動を行っているケースも少なくないのである。自治会組織が、必ずしも地域の課題を網羅した活動を行っているとは言い切れないし、それら団体と課題や活動に関する情報を共有することで、お互いが連携し、さらに活動が発展することは当然考えられる。

例えば、空き家情報を収集し、それを、インターネットなどを通して情報提供しているグループがあるとしよう。一方、過疎化、高齢化が進み、空き家も増え困っている自治会がある。その空き家情報をグループに提供し、それもあわせて情報提供することによって、Iターン者が、その地域に住み始めることもあり得る。さらには、田舎ツーリズムへと発展する可能性もあり、それも、お互いに困っていることや、目標、活動の情報等を共有し合うことからすべて始まるものと考える。

そういうことを実現するための一つの手法として提案されているのが「地区まちづくり推進委員会」である。

また、地域協議会の重要性は前述のとおりであるが、「地区まちづくり推進委員会」で出された地域住民の意向を踏まえた議論をし、逆にその結果を「地区まちづくり推進委員会」にフィードバックすること、このことこそ、目的共有、公開、そして対等の原則に基づき、協働関係を構築するための基本である情報提供等を実現する上で、非常に必要なことなのである。

3. 三隅自治区における組織化

(1) 組織化の方向性

合併時に設けられた地域振興プロジェクトチーム検討委員会の報告書から、また地域協議会における委員からの意見で、前記のとおり自治区単位に設置する「自治区まちづくり会議」は、地域協議会が担うことを前提とする。

今回提案するまちづくりシステムの中で、最も重要な組織は、地域ごとあるいは公民館単位に設置する「地区まちづくり推進委員会」である。三隅自治区においては、現在ある組織やこれまでのコミュニティ施策、生涯学習推進施策等を考慮し、この組織の設置については、「生涯学習地域推進委員会」を「地区まちづくり推進委員会」にシフトすることを提案したい。

ここで、シフトするということに関して、その組織を単にシフトするというものではない。その考え方、シフトという意味等については以下のとおりである。

- ①地区まちづくり推進委員会の事務局は公民館とする。今後、地域においては、公民館が核になることが想定され、さらに、三隅自治区においては、公民館施設も整い、職員も配置されていることから、最も適切であると考えるものである。
- ②「生涯学習のまちづくり」とは、“生涯にわたって学習のできる、あるいは学習しやすいまちをつくる”という意味と“生涯学習によるまちづくりを行う”という2つのとらえ方ができるが、三隅においては後者の考え方がかなり定着しており、今やそれが重要であると言われている。また、各地区の生涯学習推進委員会の活動内容を見ても、まちづくりにつながっていく取り組みが行われるケースも多々見られることから、現在すでにある組織を生かそうとするものである。
- ③“シフト”という意味は、現委員も、誰が人選するかということも、すべて今のままということではない。現在の組織をさらに発展させるような形で移行するということである。したがって、どういう組織から委員を選出するか、どういう基準で人選するかなど、それぞれの地域で検討してもらうのが適切である。シフトという考えでなく、生涯学習地区推進委員会を発展的に解消し、新たな組織を立ち上げるといったイメージでも結構である。要するに、いたずらに、よく似たような組織を作る必要はない。
ただ大切なことは、生涯学習とまちづくりは表裏一体のものととらえられるが、地区まちづくり推進委員会を設置したことにより、学習活動もさらに発展するような組織にすることが重要である。
- ④今後は、職員の減に伴い支所における行政サービス、業務の減少が想定され、利便性の向上でカバーする必要もある。すなわち、支所まででかけないとできなかつたことの一部を公民館でもできるようにすることも検討しなければならないと考える。その意味で、公民館は今までと同じ公民館のままであってはならず、地域住民に対するサービスの提供、地域づくりの中核的施設になることが求められる。地区まちづくり推進委員会の仕事も同様であり、地域コミュニティの課題を公民館も一体となって把握することが重要となる。地域分権も、今後の展開次第ではさらに公民館単位にまで分権が進むことも十分考えられる。

以上のことから、自治区単位のまちづくり会議、公民館単位のまちづくり推進委員会組織等の関係をイメージしたものが、次ページ図4のとおりである。

<図4>

